

申告に必要な書類チェックリスト



○本人確認書類

本人確認書類		チェック欄
マイナンバーカードをお持ちの方 ※郵送の場合は写しを添付	●マイナンバーカード（個人番号カード）	<input type="checkbox"/>
マイナンバーカードをお持ちでない方 ※郵送の場合は写しを添付	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ①番号確認書類 (ご本人のマイナンバーを確認できる書類) ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限る) などのうちいずれか1点 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ②身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類) ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1点 </div> </div>	<input type="checkbox"/>
代理人の方が申告される場合 ※郵送の場合は写しを添付	・申告者本人の上記書類に加え、代理人の身元確認書類が必要です。	<input type="checkbox"/>

○所得金額のわかる書類

所得の種類	必要な書類	チェック欄
事業所得（営業等）	・総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』	<input type="checkbox"/>
事業所得（農業）	※収支内訳書にはあらかじめ必要事項をご記入のうえお持ちください。	<input type="checkbox"/>
不動産所得	※総収入金額と必要経費を集計したメモをお持ちいただいても構いません。	<input type="checkbox"/>
配当所得（総合課税のみ） ※申告分離課税を選択する方は 税務署で申告して下さい。	上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた次の書類 ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書 ・配当等とみなす金額に関する支払通知書 ・上場株式配当等の支払通知書 ・特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
給与所得	・『給与所得の源泉徴収票』（原本）	<input type="checkbox"/>
雑所得（公的年金等）	・『公的年金等の源泉徴収票』（原本）	<input type="checkbox"/>
雑所得（個人年金・その他雑所得）	・年金の支払調書等（原本）・報酬の支払い調書等（原本）	<input type="checkbox"/>
一時所得	・生命保険や損害保険契約等の一時金の支払調書等（原本）	<input type="checkbox"/>

○控除額のわかる書類

控除の種類	必要な書類	チェック欄
雑損控除	・災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書（罹災証明書が必要な場合があります。）	<input type="checkbox"/>
医療費控除	・医療費控除の明細書 ※明細書にはあらかじめ必要事項をご記入ください。 明細書は、市や国税庁のホームページからダウンロードできます。（税務課の窓口でもお渡しします。） ・医療費通知（原本）・・・医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合には必要です。	<input type="checkbox"/>
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	・セルフメディケーション税制の明細書 明細書は、市や国税庁のホームページからダウンロードできます。（税務課の窓口でもお渡しします。） ・適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ※令和4年度から添付又は提示は不要となり、内容を明細書に記載することとなりました。 ※詳細は国税庁のホームページをご覧ください。	<input type="checkbox"/>
社会保険料控除	・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等を支払った金額が分かる書類 ※2か年度分（令和4年、令和5年度分）の通知書をお持ちください。 ・国民年金の控除証明書 注1	<input type="checkbox"/>
小規模企業共済等掛金控除	・支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>
生命保険料控除	・生命保険会社等が発行する控除証明書（原本） 注1	<input type="checkbox"/>
地震保険料控除	・損害保険会社等が発行する控除証明書（原本） 注1	<input type="checkbox"/>
寄付金控除	・寄付した団体などから交付された寄付金の受領証	<input type="checkbox"/>
勤労学生控除	・各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書 注1	<input type="checkbox"/>
障害者控除	・障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳等 ・障害者控除対象者認定書 注2	<input type="checkbox"/>
配偶者（特別）控除 扶養控除	・国外居住親族について控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」 ・配偶者控除、扶養控除の対象となる方のマイナンバーが確認できるもの	<input type="checkbox"/>

注1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は不要です。

注2 認定を受けるには、申請が必要です。「介護保険被保険者証」と、申請者の本人確認書類を持って長寿介護課で申請してください。

○その他必要なもの

その他必要なもの	チェック欄
ご本人名義の口座がわかるもの・・・所得税の還付を受けられる場合必要になります。	<input type="checkbox"/>

○必要な書類の再発行等に関する問い合わせ先

公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構ねんきんダイヤル	☎(0570)05-1165
国民年金の控除証明書	岡山西年金事務所	☎(086)214-2163
障害者控除対象者認定書	玉野市役所長寿介護課	☎(0863)32-5537

※申告に必要な書類等に不備がある場合、来場日に申告を受け付けられないことがありますので、ご注意ください。

※上記書類（本人確認書類を除く）は原本の添付が必要な場合があります。控えが必要な場合はあらかじめコピーをしておいてください。